

## 大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における物価高騰により食材料費の値上げや水光熱費などの経常的な経費が増している介護サービス及び障害福祉サービスを提供する事業者に対し、その負担軽減と安定的なサービスの提供を支援するため大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金（以下、「応援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 支給の対象は、令和4年10月1日時点で、大牟田市内に別表1に掲げる介護サービス及び別表2に掲げる障害福祉サービスの事業所等を設置しており、支給申請日時点で当該事業を継続している事業者とする。

### (応援金の額)

第3条 応援金の額は、別表1及び別表2に掲げる額とする。

2 前項の規定について、別表3及び別表4に掲げるものに該当する事業は対象としない。

### (支給申請)

第4条 応援金の支給を受けようとする事業者は、大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金支給申請書（様式第1号）を令和5年2月28日までに市長へ提出しなければならない。

### (応援金の支給等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、応援金の支給または不支給を決定する。

2 市長は、前項の決定をしたときは、その内容の決定について、大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金支給決定通知書（様式第2号）または大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により支給の決定をした者に対し応援金を口座振込により支給する。

### (支給の取り消し等)

第6条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正な手段により応援金の支給決定を受けたとき

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金支給決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しにより支給決定者に損害が生じた場合であってもその賠償の責めを負わない。

（返還）

第7条 市長は、前条の規定により応援金の支給を取り消した場合において、既に応援金が支給されているときは、大牟田市介護サービス及び障害福祉サービス事業継続応援金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第8条 市長は、応援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者又は支給決定者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

介護サービスの事業	定員	応援金の額 (円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 介護予防支援</li> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 訪問入浴介護</li> <li>・ 訪問看護</li> <li>・ 訪問リハビリテーション</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 福祉用具貸与</li> <li>・ 特定福祉用具販売</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス</li> </ul>	—	30,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護 (地域密着型を含む)</li> <li>・ 通所リハビリテーション</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> </ul>	30人以下	50,000
	31人以上	100,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	—	80,000
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設 (地域密着型を含む)</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 介護療養型医療施設</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護 (地域密着型を含む)</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 短期入所生活介護</li> <li>・ 短期入所療養介護</li> </ul>	30人以下	100,000
	31人以上50人以下	150,000
	51人以上70人以下	200,000
	71人以上	250,000
上記で介護予防の設定がある事業は介護予防を含む		

※同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。

別表 2 (第 2 条、第 3 条関係)

障害福祉サービスの事業		定員	応援金の額 (円)
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援</li> <li>・障害児相談支援</li> </ul>	—	30,000
通所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援</li> <li>・共同生活援助</li> <li>・児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> </ul>	30人以下	50,000
		31人以上	100,000
入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所支援</li> <li>・宿泊型自立訓練</li> <li>・療養介護</li> </ul>	30人以下	100,000
		31人以上50人以下	150,000
		51人以上70人以下	200,000
		71人以上	250,000

※同一の事業所で複数のサービスの指定を受けている場合は、事業所番号ごとに最も高い額とし、定員については通所サービスのみ合算する。

別表 3（第 3 条第 2 項関係）

介護サービスの事業	
1	申請日時点において事業を休止している
2	申請月の翌月末日までに事業の休止又は廃止を行う予定がある
3	令和 4 年 4 月 1 日以降に大牟田市への介護給付費等の請求実績がない事業
4	短期入所生活介護及び短期入所療養介護の空床利用型の事業

別表 4（第 3 条第 2 項関係）

障害福祉サービスの事業	
1	申請日時点において事業を休止している
2	申請月の翌月末日までに事業の休止又は廃止を行う予定がある
3	令和 4 年 4 月 1 日以降に大牟田市へのサービス給付費等の請求実績がない事業
4	共生型として指定を受けている事業
5	基準該当障害福祉サービスとして登録している事業